

産業廃棄物収集運搬車に係る表示及び書面備え付けの義務付け

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則」が改正され、走行中の運搬車について産業廃棄物収集運搬車に係る表示及び書面の備え付けをすることが、平成17年4月1日より義務づけられました。

以下の内容に留意し、運搬車への表示及び書面備え付けを実施してください。

【産業廃棄物運搬車に必要な表示内容】

運搬車を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、次の事項を車体の両側面に見やすいように表示しておく必要があります。

- ・産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨
- ・氏名又は名称 ※個人事業者は屋号ではなく個人名を表記
- ・統一許可番号（下6けた） ※自社運搬の場合は不要

表示例を記載していますので、参考にしてください。

【備え付ける書面の内容】

運搬車を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、当該運搬車に次の書面を備え付けておく必要があります。

○自社運搬の場合

- ・氏名又は名称及び住所
- ・運搬する産業廃棄物の種類、数量
- ・運搬する産業廃棄物を積載した日
- ・積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- ・運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

○許可業者の場合

- ・産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し（許可業者の場合）
- ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）（なお、電子マニフェストを使用する場合は、電子マニフェスト加入証、及び運搬する産業廃棄物の種類・量等を記載した書面又はこれらの電子情報とその情報を表示できる機器）

【更新許可申請、変更届（変更許可申請）の際の留意点】

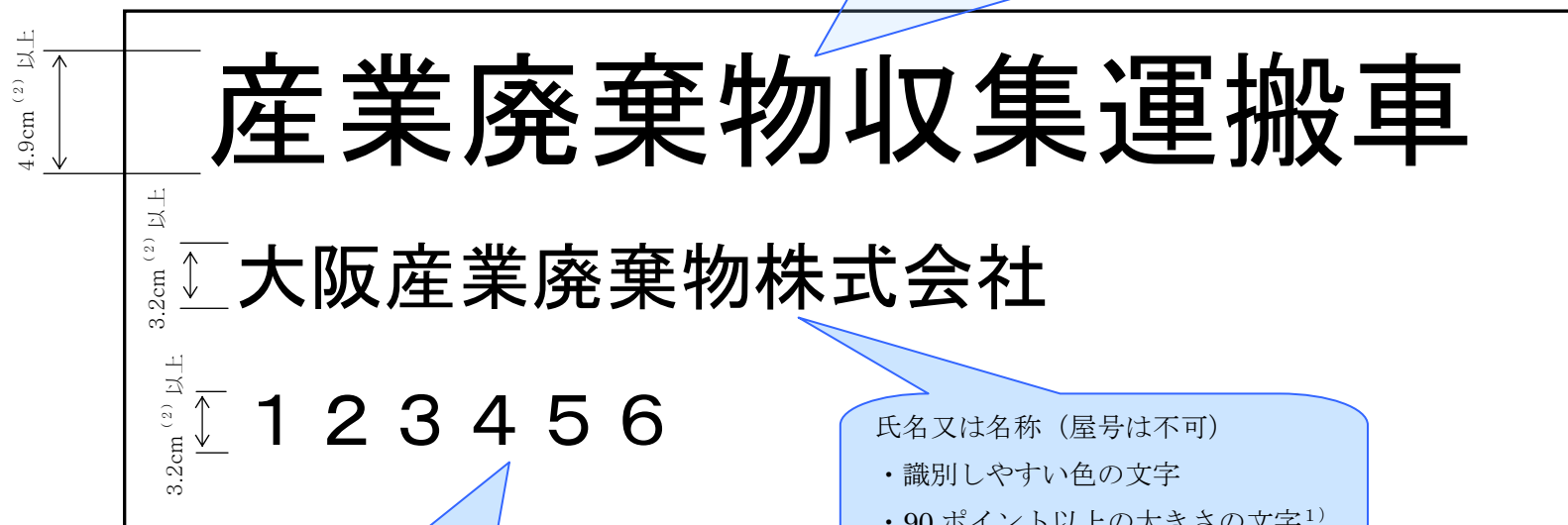
大阪府域で産業廃棄物の収集運搬業の更新許可申請及び変更届（変更許可申請）を提出される際には、登録車両に上記の表示内容がなければ受付できません。

産業廃棄物収集運搬車の表示例

- ・車両の両側面に表示が必要です。

産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表記

- ・識別しやすい色の文字
- ・140ポイント以上の大きさの文字¹⁾



氏名又は名称（屋号は不可）

- ・識別しやすい色の文字
- ・90ポイント以上の大きさの文字¹⁾

統一許可番号（下6けた）

- ・識別しやすい色の数字
- ・90ポイント以上の大きさの数字⁽¹⁾
- ・自社運搬の場合は、統一許可番号の表示は不要

- (1) JIS Z 8305 で規定されている大きさ
1ポイント=0.3514mm
- (2) JIS Z 8305 で規定されている大きさを1mm単位で四捨五入した数値